

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第1回 所沢市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	令和元年8月7日(水) 午前10時00分から正午
開 催 場 所	所沢市こどもと福祉の未来館3階 多目的室3・4号
出席者の氏名	吉田 修、井上 祐子、一木 昭憲、玉津島 滝子、 仲 重夫、木村 栄、粕谷 廣子、中島 亜希子、 本橋 幸太郎、鈴木 喜代子、新井 誠、熊谷 大、 巖淵 守、田中 英樹、三好 尉史、谷田 悦男、 新田 純康、小内 正秋 以上18名
欠席者の氏名	渡邊 紀代子、齊藤 秀行
議 題	①地域生活支援拠点について ②所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例 について ③その他
会 議 資 料	1. 会議次第 2. 委員名簿 3. 本協議会の目的と位置づけ(資料1) 4. 地域生活支援拠点について(資料2) 5. 条例の周知啓発について(資料3) 6. 所沢市障害者施策推進協議会条例(参考資料1) 7. 障害者基本法抜粋(参考資料2) 8. 障害者福祉ガイド 第4次所沢市障害者支援計画、障害のある人もない人も共に 生きる社会づくり条例パンフレット(未配布者のみ)
担 当 部 課 名	市長 藤本 正人 福祉部長 瀬能 幸則 福祉部次長 並木 和人 障害福祉課 森田課長、松井副主幹、田熊主査、齊藤主査、 福田主査、鈴木主査、宇貫主査、山田主任、 星野主任、宮崎主事 こども福祉課 小川課長、長谷川主査 保健センター健康管理課 小野寺主査 (事務局)福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	開 会
	—委嘱状交付—
藤本市長	—あいさつ—
委員	—あいさつ—
事務局	—あいさつ—
	—会長選任—
	委員の互選により、田中委員が会長として選任。
	—副会長選任—
	委員の互選により、三好委員が副会長として選任。
会長	—あいさつ—
副会長	—あいさつ—
事務局	—会議録の作成方法及び処理について—
	会議録の作成方法は「要約方式」
	会議録の処理は「発言委員の名前を記載しない」
	会議録の確定については「会長の承認」
	とすることを全会一致で承認。
事務局	—本協議会の目的と位置づけについて—
	—休憩—
事務局	—資料確認—
	—傍聴者確認（傍聴者なし）—
会長	《議題》
	議題①「地域生活支援拠点について」事務局から説明をお願いします。

1. 地域生活支援拠点等の整備とは
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、
居住支援のための機能である、

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

以上5つの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。第4次障害者支援計画では、国の指針に基づき、令和2年度末までに地域生活支援拠点の整備を掲げています。

なお「地域生活支援拠点」の整備は①～⑤の機能を全て備えた施設を設置するということではなく、地域における各機関がそれぞれの機能を分担することで地域全体を支えるという面的な整備を考えています。

2. 現在の検討状況

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、障害福祉課、こども福祉課、こころの健康支援室で構成されるプロジェクトチーム（以下、PT）にて地域生活支援拠点等の整備方法について検討を進めています。

平成30年度は、8回の会議、柏市、新宿区、大分市へ先進地視察を行いました。会議では①～⑤の機能に関して地域課題を抽出し、具体的な解決方法を協議しています。PTにおける協議内容を踏まえ、地域生活支援拠点整備推進事業（案）を作成しました。

3. 地域生活支援拠点整備推進事業（案）

地域生活支援拠点は地域全体における安心・安全な支援体制の維持を目的に、令和2年度末までの整備を目標に掲げていますが、①～⑤の機能の中には中長期的に取り組まなければ解決が難しい課題もあります。このことから、本事業では、

- ・令和2年度末までに実施する事業
- ・中長期的に課題解決に取り組む事業

2つに分類して、中長期的に課題解決に取り組む事業に関しては、PT等において継続して協議し、随時、事業等の実施を検討することとします。

【令和2年度末までに実施する事業】

- ①相談の機能の強化（後述）
- ②緊急時の受け入れ・対応の強化（後述）

⑤地域の体制づくりの充実

地域の体制づくりは、既に自立支援協議会にて取り組んでいます。連携強化等は引き続き、自立支援協議会にて充実を図るものとします。

【中長期的に課題解決に取り組む事業】

③体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）

体験利用を提供するグループホームはありますが、既存の市内施設（入所施設、グループホーム等）は、常時ほぼ満床状態であり、早急に体験利用のために枠を空けることは困難です。

また、将来的に障害者支援施設等へ入所が必要と思われる人（親亡き後）などが入所するための体験の場が必要など、課題は多岐に渡るものと考えられます。

このため、速やかな課題解決に繋げることが難しく、PTでの協議によるターゲットの明確化、新たに建設されるグループホーム等へのアプローチなど、中長期的に取り組むべき課題と捉えています。

④専門的人材の確保・養成

当面は自立支援協議会を活用して、研修の実施等により、人材養成に努めます。

また、労働人口の減少を考慮し、中長期的な課題として、PTにて地域で必要な人材を明確化し、人材確保・養成に向けた具体的な取組みを検討します。

【後述】

①相談の機能の強化

障害者緊急相談支援事業の実施（案）について

目的は障害者の緊急時（夜間・祝休日における「世帯や個別の事情により緊急的な対応が必要な場合」）

（例1）在宅で生活する障害者の介護者の急病

（例2）在宅で生活する障害者の介護者の親族の事故

（例3）本人状態（精神疾患等）の悪化

上記のような場合に迅速・確実な対応を図れるよう、市担当課・相談支援事業所等で個別対応していた緊急相談を見直し、緊急時の相談先を明確化します。

今まで障害福祉サービスを利用してこなかった人、支援に繋がっていない人などに対する緊急的な相談対応を迅速・確実に提供できるようになります。

実施内容としては、市内における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に「障害者緊急相談支援事業」を機能付与し、緊急時の相談先とするとともに、特定相談支援事業所等で対応困難な緊急時相談についてバックアップすることとします。

また「障害者緊急相談支援事業」は総合的な支援を要することから「基幹相談支援センター」を所沢市における地域生活支援拠点の1つとして位置付けます。

現在、委託相談支援事業所にて主に利用者を対象とした緊急的な対応を行っていますが、委託相談支援事業所に直接、緊急的な相談があった場合、これまで通り、委託相談支援事業所が緊急的な対応を行います。

障害者緊急相談支援事業の概要としては、

I 日時 祝休日、平日 17:15～8:30

II 業務

- ・相談員が相談を受けることができる体制を確保（携帯電話等での対応）

- ・障害者の緊急時における相談支援の実施及び対応

- ・特定相談支援事業所が受けた緊急時の相談の支援

これまでは、相談を受けた事業所ごとの対応になっており、連携や情報共有が非効率な部分がありました。今後は緊急連絡先を公開し一元化することで、24時間365日迅速・確実な対応が可能となります。

②緊急時の受け入れ・対応の強化

障害者緊急短期入所事業（案）について

目的は、障害者緊急相談支援事業等により、障害者が一時的に過ごすための場を緊急的に確保する必要が生じた場合、これまでは、入所施設やグループホーム等に、受け入れが可能かどうかを逐一確認する必要があり、受け入れ先を見つけるまでに時間を要していました。受け入れ側も急な対応に追われ、障害者、支援する側、双方に負担がありました。事前に短期入所事業による受け入れ先を確保することにより、迅速・確実な支援及び相談員の負担軽減を図ります。

実施内容は緊急一時的な対応に関して、24時間365日対応できる支援体制が整っている必要があることから、市内の障害者支援施設と障害者緊急短期入所事業について協定を締結し、空床情報の提供及び緊急時の受け入れをお願いしたいと考えています。

現在は

①ところざわ学園（社会福祉法人藤の実会）

②大樹の郷（社会福祉法人茶の花福祉会）

③大樹の丘（社会福祉法人茶の花福祉会）

3施設を候補としています。

障害者緊急短期入所事業の概要としては、

I 日時 障害者の緊急的な受け入れが必要と認められるとき（24時間365日）

	<p>Ⅱ 業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に障害者を受け入れできる体制の確保 ・ 障害者の緊急時の受け入れ及び見守りなどの支援 <p>これまでは、相談員が各施設に個別に打診し、相当な労力がある上に受け入れ施設が見つからない場合もありました。今後はあらかじめ受け入れ先を確保していることで、相談員の負担を軽減し、24時間365日迅速・確実な対応が可能となります。</p>
会長	<p>地域生活支援拠点について、ご報告がありました が、ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>緊急相談する際の手段が電話だけでは聴覚障害者は困ります。</p> <p>また、緊急時の短期入所について、周りが聞こえる方ばかりだと聴覚障害者は行きにくいです。もっと盲者、ろう者が行きやすい場所を設置して欲しいです。</p>
委員	<p>相談支援センターに行っても話を聞くだけで何もしてくれません。市から社協に、話を聞くだけでなく問題を解決してくれるよう働きかけて欲しいです。</p>
委員	<p>緊急受け入れの施設数が少ないと思います。受け入れ施設の数を増やさないと、それぞれの障害特性に応じた対応ができないのではないのでしょうか。</p> <p>対象者の「緊急時」と判断するのは誰がしますか。登録者だけでなく一般の方も対象になるのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>障害特性に応じた対応について、まず、緊急相談・受け入れは平日日中ではなく、夜間祝日などの役所や通常の相談窓口が閉まっている時を想定しています。</p> <p>そうした時に介護人が倒れたなど、自宅で1人になった障害者の一時受け入れのための相談窓口の設置です。この設置により、現状では市や事業所、警察、病院など相談の手段が複雑ですが、これを分かりやすくし、迅速な対応ができると考えています。24時間、夜間も受け入れ体制がとれるのが入所施設です。精神障害の方が不安定になり1人で過ごせないという時、療育・身体施設の施設であっても一時的には施設で見守りをさせていただき、その後の支援の方向性を決めるまでの</p>

	<p>一時的な滞在先と考えています。</p> <p>緊急相談の手段は、メールなどの方法について相談事業所やろう協と話し合っていきたいと考えます。</p> <p>相談支援事業所について、自立支援協議会の相談支援部会などで話し合い、今後の検討課題とします。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>障害者緊急相談支援事業の実施（案）について、目的は障害者の緊急時</p> <p>（例1）在宅で生活する障害者の介護者の急病</p> <p>（例2）在宅で生活する障害者の介護者の親族の事故</p> <p>（例3）本人状態（精神疾患等）の悪化とあるが、例3だけ当てはまればいいのか、それとも例1.2があつての例3なのでしょうか。</p>
事務局	<p>例3について、本人の状態が悪化し、家族はいるが、家族だけでは収めきれないというケースを想定しています。普段から相談事業所と繋がっていればそこに連絡ができますが、今まで相談をしたことがなく、相談先がわからない場合の緊急相談先という認識です。</p>
会長	<p>精神障害の人で医療機関に繋がっていない人もいます。市の保健センターでは、23条通報、あるいは移送制度などの対応はありますか。</p>
事務局	<p>23条通報に関しては、所沢市は保健所設置市ではないので、県の狭山保健所に協力を仰ぐこととなります。しかし、それ以前の未受診や医療中断などについてはこころの健康支援室で相談を承っています。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>障害者緊急短期入所事業（案）について、候補施設3つで大丈夫ですか。施設それぞれの特性があるので、精神障害の場合ちゃんと対応してもらえるのか不安があります。</p>
事務局	<p>3つの施設は市内の入所施設で、夜間も職員がおり、あくまで次の支援に繋がるまでの一時的な受け入れをお願いする施設です。</p> <p>実際には医療機関につなぐ場合や、他市町村の施設</p>

	<p>に受け入れをお願いする場合もあると思います。 精神障害の部分からご意見をたくさんいただきましたが、自立支援協議会などで意見を言う機会も多くありますので、今後も意見をお伝えください。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>緊急時の対応ができる建物があり、職員が常駐し、夜間の対応も可能といった施設が1つあれば、分かりやすく理想的だと思います。しかし、現状ではそのような施設を作るのは短期的には難しいと考えます。 既存施設のそれぞれの特徴や強みを生かせるよう連携を強化し、そして連絡先を統一し、1つの窓口をつくり、今まで以上にスムーズに緊急時の受け入れができるよう整備していくという認識で良いですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その通りです。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見はいかがでしょうか。 この件に関しては、今後の推移を見守っていきたいと思います。 続きまして議題②「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>『所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例』の施行に伴い実施された、昨年度の条例推進事業の状況をお伝えします。 ①条例制定記念シンポジウムの開催 平成30年7月1日（日）に、所沢市中央公民館ホールにおいて「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」制定記念シンポジウムを行いました。約200人の来場があったシンポジウムの様子は7月9日（月）～15日（日）の一週間、ケーブルテレビJCOMの「イイとこTV」で放送されました。 ②条例パンフレット及びポスターの作成 パンフレットは5,000部を作成し、追加で2,000部を増刷、ポスターは300部作成しました。市内の公共施設、障害福祉施設、所沢駅のチララックなどに順次配架中です。ホームページにアップしたほか、出前講座でも使用しています。</p>

③広報とところざわ特集及び各種媒体への情報提供
条例の施行に合わせ、広報とところざわで特集記事を掲載しました。今年度は5月号から10月号までの期間「あなたもかんたん！手話トーク」を連載中です。また、所沢商工会議所が発行する冊子「SORA」に条例について掲載し、所沢市後援のイベント「ソラバル」参加店舗へ条例について、お知らせしました。

④所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会の開催

昨年度、あっせん事案はありませんでしたが、委員会を2回開催しました。1回目は委嘱状交付、条例と規則の概要説明、2回目は所沢市自立支援協議会（実務者会議）に機能付与している差別解消支援地域協議会との合同会議を開催し、事例検討を行いました。

⑤社会的障壁の除去推進事業補助金の交付と周知

昨年度の交付件数は10件、市職員が直接周知に出向いた件数は約20件です。また、青年会議所、商店街連合会、商工会議所などにも周知を進めています。

現時点での今年度の交付件数は8件、市職員が直接周知に出向いた件数は約20件です。

⑥出前講座実施状況

昨年度は15回の開催、約300名の参加がありました。講座内容は条例の中の2本柱「不利益な取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」についてをメインに、「障害とは」という根本的な内容も加えています。

なお、今年度は8月1日時点で6回の開催、約200名の方が参加しています。『市の仕事報告会』に2回参加し合計200名以上の方に説明を行いました。

これ以外にも手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会、人権教育指導者養成講座など様々な場所で条例の説明をさせていただき、周知を図っています。

⑦職員研修実施状況

昨年度は8回の開催、約300名の参加者がありました。今年度は窓口職員、若手職員向け研修を開催する予定です。

⑧埼玉西武ライオンズとのコラボレーションⅠ

8月17日（金）の日本ハム戦を「手話応援デー」と位置づけ、西武ライオンズが勝った場合にヒーローインタビューに手話通訳がつく、球場外のファンクラブカウンターで条例のパンフレットを配布、オーロラビジョンにて条例の紹介があり、更に選手が手話でメッセージを送る、レオ、ライナ、ブルーレジエンスが

	<p>手話でお出迎えし、トコロんも参加、セレモニアルピッチで障害のある子どもの投球を披露など、様々な催しがありました。今年度もコラボレーションの一つとして『吠えろライオンズ』の手話動画がオーロラビジョンにて放送される予定です。</p> <p>⑨埼玉西武ライオンズとのコラボレーションⅡ 優勝パレード開始前のセレモニーにて、手話通訳をつけ、手話通訳が必要な方、車いす利用者のスペースを確保しました。</p> <p>条例の周知啓発については以上です。</p>
会長	<p>条例の周知啓発について、ご報告がありました。ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>昨年様々な支援をととても嬉しく思います。パレードの時、ケーブルテレビ会社が「手話通訳が邪魔なのでどいて」と言ったことが残念でした。</p>
委員	<p>パレードで、手話通訳や車椅子利用者のための優先席がありましたが、知的障害など他の障害者のための優先席も設けてほしいと思います。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>ケーブルテレビ会社には既にお伝え済みで、お話の内容については了解をいただいています。</p> <p>優先席のスペースは非常に限られていたため、手話通訳や車椅子利用者のためのスペースのみとなりましたが、次回の機会には参考にしたいと思います。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>パレードでの手話通訳をつけたのは素晴らしいと思います。文字通訳は使う予定はありますか。手話通訳と合わせて使うことで、情報保障の大切さをよりアピールできると思います。</p>
事務局	<p>現状は要約筆記がございりますが、文字通訳については今後の参考とさせていただきます。</p>

会長	<p>他にご意見はいかがでしょうか。 最後に議題③「その他」について何かありますか。</p>
委員	<p>緊急時の避難について、市内避難所の障害者用トイレの整備がなかなか進んでいません。整備数を障害者支援計画の中に目標として盛り込んで欲しいです。 障害者の就労について、通勤費の補助をして欲しいです。制度の中で難しい案件だとは思いますが、市として何かできないか、協議をして欲しいです。</p>
会長	<p>次回以降に具体的な検討や事務局からの回答をお願いできればと思います。 「その他」について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>所沢市地域福祉計画の円滑な推進を図るために設置している「所沢市地域福祉推進委員会」の委員に、副会長の三好委員をご推薦させていただきたいと考えていますので、ご報告します。</p>
会長	<p>三好委員をご推薦されるということでよろしいでしょうか。（異議なし） 本日の会議で出されました意見については、協議会の意見として事務局にお渡ししたいと思います。 これをもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、マイクを事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 次回協議会は10月中旬の開催を予定しています。その際には、第4次所沢市障害者支援計画、平成30年度の進捗状況等についてご意見を伺う予定です。詳細が決まり次第、事務局よりご連絡いたします。 それでは最後に、三好副会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>本協議会の任期は2年と長いですが、第4次障害者支援計画の着実な推進、第5次の策定への繋がりを考えていかなければならないと思います。 本日はお疲れさまでした。</p> <p>閉 会</p>